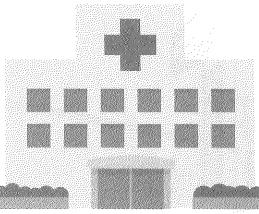


# 知つておこう! 健康保険

皆さんは、公的な医療保険についてどれくらい知っていますか? 医療保険は、病気やケガをした際に必要になりますが、制度の仕組みを知らないと、使えるものも使えません。病気になる前、ケガをする前に、まずどういった給付が受けられるかなど、きちんと把握していくことが大切です。



## 1 医療保険制度の仕組み

我が国の医療保険制度は、日本に住むすべての人が何らかの公的な医療保険に加入する「国民皆保険制度」で、だれもがいつでも、どこでも、全国統一の価格で安心して医療を受けることができる仕組みになっています。

医療保険を運営する組織は「医療保険者」と呼ばれ、日本全国に約5,000あります。加入先は、会社勤めの人とその家族は「健康保険組合」や「全国健康保険協会」、自営業の人は「国民健康保険」、75歳以上の人には「後期高齢者医療広域連合」など、勤め先や年齢によって異なります。自身がどの医療保険者に加入しているかは、「健康保険証」の保険者名欄で確認できますので、健康保険証が手元に届いたら必ず確認しておきましょう。

公的な医療保険で受けられる給付の中で一番身近なものは、「療養の給付」と呼ばれる医療費の窓口負担の軽減です。健康保険証を医療機関や保険薬局に提示すると、年齢によって割合が異なるものの、原則かかった医療費のうち窓口で支払う金額は全体の3割に抑えられ、7割が医療保険者に請求されます。

窓口で請求される金額は、直接皆さんの財布から支払われるため、その金額に意識が行きがちですが、実はその3倍以上の医療費がかかっています。

かかった医療費の総額は、医療機関などで発行される領収書や明細書に記載されていますので、医療機関にかかった際は、医療費の総額も確認しましょう。

## 保険給付の種類(法定給付の一部例)

給付の名称	概要
療養の給付	医療費の7割が、健保組合から審査支払期間を通じて医療機関へ支払われる。
療養費	保険証を忘れ医療費を全額負担した際、7割が返還される。など。
高額医療費	ひと月の医療費の自己負担額が限度額を超えた際に、限度額を超えた部分が払い戻される。(限度額は報酬によって異なる) ・限度額認定書を利用すると、窓口での支払いが限度額までに抑えられる。
出産育児一時金	出産した際42万円が支給される。 内訳: 出産育児一時金40万4千円、産科医療保障制度の掛金1万6千円。 制度未加入の機関を利用した場合は、40万4千円が支給される。
出産手当金※	出産日以前42日間と、出産日後56日間まで支給される。
傷病手当金※	連続した休みの4日目から数えて最大1年半まで支給される。
埋葬料	被保険者が亡くなったとき、5万円が支給される。

※手当金は休業1日につき、直近12ヶ月の標準報酬月額の平均額1/30の2/3が支払われる。  
※休業中であっても、給与の支払いなどがある場合は、手当金が支給されない場合や、金額の調整がある場合があります。

## COLUMN 健康保険証の貸し借りはダメ!

健康保険証は、正式名称「健康保険被保険者証」といい、健保組合の被保険者であることを証明する大切な証書です。

健保組合では、被保険者と事業主が納める健康保険料を原資に給付をおこなっています。つまり、同じ会社の人達で医療費を支えあっている状態です。ですから、他人に健康保険証を貸与する行為は、同じ会社の人達に、支払う必要のない費用を払わせているのと同じことになります。こうした行為があった場合は、医療費を返還いただくことになります。絶対に健康保険証の貸し借りは止めましょう。



勝又クラブ箱根保養所  
・電話番号が変わりました。  
新番号 0460(83)9280  
WI-FI環境を整備しました。  
(4月1日から)

## 2 受けられる給付はさまざま

医療保険者のなかでも会社勤めの人とその家族が加入する医療保険者の1つ「健康保険組合(以下、健保組合)」は、被保険者(健康保険に加入する本人)と事業主が納める健康保険料で運営されています。

被保険者の健康保険料は、被保険者本人と事業主が原則折半で納めています。つまり、被保険者の健康保険料は、毎月の給与や賞与から天引きされている給与明細に記載された金額のおよそ2倍の額ということになります。

健康保険料を原資に健保組合が行う給付には、法律で定められた「法定給付」と健保組合が独自に行う「付加給付」があります。

法定給付には、医療費の7割を給付する「療養の給付」、医療費の自己負担が高額になった際の給付「高額療養費」、出産した人に出産費用などの補助を行う「出産育児一時金」、出産や病気などで会社を休む際の生活保障の意味合いを持つ「出産手当金」「傷病手当金」、加入者が亡くなった際に支払われる「埋葬料」などがあります。

療養の給付は、健康保険証を提示することで、加入者を経由せずに健保組合から医療機関に審査支払機関を通じて支払われます。しかし、その他の給付については、原則として被保険者からの給付の申請が必要です。

いざ給付が必要になったとき、申請方法が分からぬといったことにならないよう、日頃からどのような給付が受けられるか、どのような方法で申請すればよいかなど、きちんと確認し、把握しておくことが大切です。



○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう  
○保険給付支給通知書は大切に保管します。  
○医療費控除を受ける時は必要になります。  
○保険証を大切に、退職時には必ず返しましょう  
○保険給付支給通知書は大切に保管します。  
○医療費控除を受ける時は必要になります。

## 3 利用の際、注意が必要なケース

1つ目は「第三者から受けた行為によるケガや病気」の治療です。交通事故など加害者のある事故は、健保組合が加入者に対し治療にかかる医療費を請求することができます。そのため、被害者となった場合は、すぐに健保組合へご相談ください。

2つ目は「勤務中や通勤中のケガや病気」の治療です。勤務中や通勤中のケガなどに関しては、労災保険から給付を受けることになります。2つの公的保険の給付を重複して受けすることはできませんので、医療機関を受診した際は、業務中のケガであり、労災保険を使用する旨を医療機関などに伝えてください。

3つ目は「接骨院や整骨院」の利用です。健康保険の対象は、骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれへの施術で、骨折と脱臼の施術には、緊急の場合を除いてあらかじめ医師の同意が必要です。肩こりや筋肉疲労への施術は健康保険の対象になりませんのでご注意ください。

4つ目は「はりきゅう・マッサージ」の利用です。「はりきゅう」で健康保険の対象となるのは、神経痛、リウマチ、五十肩、腰痛症などの治療です。ただし、同じ症状を医療機関で治療中の場合は、医療機関の治療が優先されますので、健康保険の対象になりません。「マッサージ」は、筋痙攣や関節拘縮などで、医療上マッサージが必要とされる場合の施術が対象です。「はりきゅう・マッサージ」での健康保険の使用には、医師の同意書または診断書が必要で、医師の同意がない状態での治療は、健康保険の対象なりません。

健康保険が使用できないケースで使用された場合は、医療費を健保組合に返還いただくことがありますのでご注意ください。

## お知らせ

生活習慣病健診、特定健康診断の結果  
申告の医療費控除を申請する際、健保組合が交付する「医療費通知」を提出する際は、従来の医療費の領収書に代わって添付書類として利用できることになりました。ただし、年1回に変わります。(次回は31年1月を予定)  
平成29年度の税制改正により、確定申告の医療費控除を申請する際、健保組合が交付する「医療費通知」を提出する際は、従来の医療費の領収書に代わって添付書類として利用できることになりました。ただし、年1回に変わります。(次回は31年1月を予定)  
1月~2月に行われました健診の受診率は93%となり、国が定めた目標90%を上回る結果となりました。健診結果はすでにお手元に届いていますので、判定欄に「要医療(D1)」「要精密検査(D2)」等が表記されている場合は、速やかに最寄りの医療機関での受診をお薦めします。

医療費のお知らせ通知  
保養所の予約  
夏期(7月20日~8月19日)の予約は、5月1日9時30分より受付けます。  
電話 043(227)21225